

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

<案件名称> 令和7年度エレベーター(シンドラーエレベーター製)保守点検業務
(呉公共職業安定所)

	ページ数
1. 入札公告	1～3
2. 入札説明書	4～7
3. 仕様書	8～10
4. 入札説明書様式.....	11～21
5. 契約書(案)	22～35

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、**4. 入札説明書様式の「入札関係書類受領書」**を必ずご提出ください。

※2 各様式のエデータ(エクセル・ワード)の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課 会計第2係 栗田

電話番号:082-221-9241

入札公告

次のとおり一般競争入札（最低価格落札方式）に付します。

令和6年12月12日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行

令和7年度エレベーター（シンドラエーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）

1 競争入札に付する事項

（1）保守対象設備及び数量

詳細は説明書のとおり。

（2）業務内容

詳細は説明書のとおり。

（3）履行場所

詳細は説明書のとおり。

（4）契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

（5）入札方法

入札に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

（1）基本的要件

ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。

エ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）

オ 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

カ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

- ク 入札公告の日から開札の時までの期間に、厚生労働省からの指名停止期間中ではなく、また入札参加届等書類（証明書）の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- ケ 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(2) 技術力に関する要件

保守対象設備と同機種の設備の保守点検業務（フルメンテナンス）実績を5年以上有すること。

(3) その他に関する要件

- ア 保守点検業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。
- イ 故障時に迅速な対応ができるよう随時部品のストックを有していること。
- ウ 不具合等が生じた際には、それぞれの対象機器の付加仕様について、対応可能であること。

3 競争執行の場所及び日時等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話番号：082-221-9241 メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び交付場所

期間：令和6年12月12日から令和7年1月21日まで

場所：3（1）記載の場所において手交または下記広島労働局ホームページでダウンロードすること。

https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu.html

(3) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

令和7年1月22日（水） 15時00分

なお、この入札に参加を希望するものは、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札書の提出期限

令和7年1月23日（木） 13時50分

(5) 開札の日時及び場所

令和7年1月23日（木） 14時00分

場所：広島労働局総務部総務課内

4 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムにより行う。（政府電子調達 <https://www.geps.go.jp/>）

応札する者は、原則、電子入札によること。ただし、紙による入札書の提出も可とする。

なお、上記3（4）及び（5）については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加する者は、予め、広島労働局の交付する仕様書を受け、仕様内容に応じた契約を締結できるようにすること。

(4) 契約関係書類の真正性の確保について

押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。

なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。

ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。

イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(5) 入札の無効

ア 指定した日時までに、指定の場所に到達しない入札

イ 紙入札方式によっては記名のない入札又は要領の得ることができない入札

ウ 紙入札方式によっては委任状を持参しない代理人が行った入札

エ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたものの入札

オ 本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書

カ その他、担当官において入札が不完全と認められた場合

キ 3(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(6) 契約書の要否

要。原則、電子契約による。

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。

(9) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。

(10) 詳細については入札説明書によるものとする。

入札説明書

令和7年度エレベーター（シンドラーエレベーター製）保守点検業務の実施については、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行

2 競争参加資格

(1) 基本的要件

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- エ 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。）
- オ 入札参加届等書類（証明書等）又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- カ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- ク 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反（※）により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
※労働基準関係法令については以下のとおり。
労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法
- ケ 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

(2) 技術力に関する要件

保守対象設備と同機種 of 設備の保守点検業務（フルメンテナンス）実績を5年以上有すること。

(3) その他に関する要件

- ア 保守点検業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。
- イ 故障時に迅速な対応ができるよう随時部品のストックを有していること。
- ウ 不具合等が生じた際には、それぞれの対象機器の付加仕様について、対応可能であること。

3 電子調達システムの利用について

本案件は、電子調達システムを使用した入札手続きにより実施するものとする。

応札する者は、原則、電子調達システムを使用して入札すること。

なお、電子調達システムによりがたい場合は、当局へ申し出を行い紙入札方式用の入札参加届を提出することにより、紙入札方式に変更することができる。

ただし、電報、FAX及び電子メールによる入札書の提出は、認められない。

4 入札内容

(1) 点検場所

呉公共職業安定所（呉市西中央1-5-2）

(2) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 入札方法

入札に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者が消費税に係る課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積りをした金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札金額の内訳を記載した入札内訳書を同封すること。電子入札の場合も電子データにより入札内訳書を添付すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札に関する質問

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア 提出期限

令和7年1月21日（火） 17時00分

イ 提出場所

広島市中区上八丁堀6番30号

広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田

電話番号：082-221-9241 メールアドレス：hir-kaikai2@mhlw.go.jp

ウ 提出方法

郵送、持参又はメールによって提出すること。

(2) この入札に関する質問は、仕様書の交付を受けた者に限り行うことができる。質問した者への回答等は適宜行うこととするが、回答事項については、仕様書を交付した全ての者に随時通知する。なお、落札業者は仕様内容の不明を理由として異議を申し立てることはできないため留意すること。

6 入札への参加について

この入札に参加しようとする者は、予め、広島労働局ホームページより仕様書を入手すること。仕様書を入手した場合は、必ず「入札関係書類受領書」を提出すること。

また、入札参加届の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(1) 入札参加届等書類（証明書等）の提出期限

令和7年1月22日（水） 15時00分

(2) 提出書類

電子調達システム及び紙入札による方式とも次の書類を提出すること。

ア 入札参加届

イ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写

ウ 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別添含む）

(3) 提出方法及び提出場所

ア 電子調達システムによる場合

電子調達システムのURL

政府電子調達 <https://www.geps.go.jp/>

(2) に示す書類をスキャナ等により電子データ化させて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式による場合

持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）の方法により、上記5（1）

イの場所に提出すること。

7 入札書の提出について

(1) 提出期限

令和7年1月23日（木） 13時50分

(2) 提出書類

ア 入札書

イ 入札内訳書

ウ 紙入札で代理人により入札する場合は、委任状

(3) 提出方法及び提出場所

上記6（3）と同様とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和7年1月23日（木） 14時00分

(2) 開札場所

広島労働局総務部総務課

9 落札業者の決定方法

調達予定品が本案件仕様書に定める要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決定及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者の氏名、住所及び落札金額等の落札結果について公表するものとする。

(2) 入札に係る注意事項

ア 入札書に記載する金額は、消費税を除いた額とする。

イ 一旦、提出した入札書は、引換え、変更又は取り消すことができない。

ウ 次に該当する場合の入札は無効とする。

(ア) 指定した日時までに指定の場所に到達しない入札

(イ) 紙入札方式によっては記名のない入札書又は要領を得ない入札書

(ウ) 紙入札方式によっては他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(エ) 本注意事項の各号に反する入札

- (オ) その他、担当官において入札書が不完全と認められた場合
 - (カ) 6(2)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。
 - エ 落札となるべき同価の入札をしたものがあるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより、落札業者を決定するものとする。
 - オ 開札の結果、入札価格に100分の10に該当する額（消費税に該当する額）を加算した金額が予定価格以下にならないときは、直ちに再入札を行うこととする。電子調達システムにおいては、開札時に直ちに再入札を行えるように体制を整えておくこととし、再入札通知書に示す時刻までに再入札を行うこととする。
- (3) 仕様書の手交を受けるに当たっての注意事項
- この入札に関しての仕様書は、この入札に係る競争参加資格を満たした者のうち、入札に参加しようとする者に対して、調達内容の仕様に関する具体的な情報を提供する手段として作成しているものであるため、目的を遂行することのほか複製することを禁ずる。
- (4) 契約関係書類の真正性の確保
- 押印が省略された契約関係書類が提出された場合は以下のように取り扱う。
- なお、契約書の押印は省略ができないので留意すること。
- ア 担当者等から提出される契約関係書類については、事業者としての決定であること。
 - イ 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。
- (5) 契約締結について
- 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるため、その際は別途協議する。
- (6) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

1.1 入札等の問合せ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6番30号広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課会計第二係 栗田
電話番号：082-221-9241 メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

仕様書

令和7年度エレベーター（シンドラーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）

1 対象設備

設置場所	呉公共職業安定所
	呉市西中央1-5-2
メーカー	シンドラーター株式会社
機種及び型式	乗用エレベーター
	NEU-P-13-CO45
	・用途 乗用兼車椅子用
	・定員 13名
	・積載 900kg
・設置年月 平成19年1月	
台数	1台
付加仕様	・地震時管制運転装置（S波・P波）
	・停電時自動着床装置
	・火災時管制運転装置
	・冠水管制運転装置
	・遠隔装置
	・音声合成案内装置
	・遮煙装置
	・車椅子・視覚障害者仕様

2 業務内容

(1) 保守点検業務

技術者又は監督技術者が毎月1回、エレベーター各部の点検、給油、調整等を実施し、対象設備（エレベーター）が正常かつ良好な運転状態を保つ。

(2) 定期検査

建築基準法第12条第4項の規定に準じて、年1回定期検査を実施する。

(3) 修理及び部品交換

点検の結果に応じて必要と判断した場合は、構成部品の修理又は取替えを実施する。

(4) 緊急時の対応

エレベーターの故障により点検又は修理等の依頼があった場合は、ただちに技術者等を派遣し適切な処置を講ずる。

なお、出動依頼から受託者が到着するまでの目標時間について、受託者の定めがある場合は、これによる。

3 保守点検作業

(1) 点検項目

ア 機械室関係（油圧ユニット、電動機、制御盤等）

イ 乗場関係（インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等）

ウ 塔内関係（ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係等）

エ かご関係（操作盤、戸開閉装置、ガイドシュー、セフティシュー等）

(2) 作業時間

保守点検作業は原則、設置官署の就業時間内に実施完了すること。

ただし、エレベーターが故障し、かつ緊急を要する場合はこの限りではない。

(3) 作業報告

作業完了後に作業報告書を作成して現地担当者に提出すること。

作業報告書は、エレベーターの種別又は契約の種別に応じて、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。

4 保守点検作業除外項目

保守点検作業のうち、次に掲げる項目は除外とする。

- (1) 意匠部品（昇降かご、かご扉、かご床タイル、巾木、乗場扉、敷居、昇降路周壁、三方枠、操作盤カバー、インジケーターカバー、押釦カバー等）の修理、取替え、塗装替及び清掃。
- (2) 修理又は取替えに伴って生じる建築関係工事。
- (3) 電動機、制御機、パワーユニット、油圧プランジャー、シリンダー等各機器の一式取替え。
- (4) 諸法規の改正等による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事。
- (5) 地震、類焼、爆発、その他不可抗力の事故により生じた修理又は取替工事。

5 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、業務担当者を定め、契約書別表1に示す資格と実績の名称及び内容等を通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、受託者が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。
- (2) 業務担当者又は代替要員は、緊急時等を除き、主たる業務の作業に従事し又は立ち会うこと。
- (3) 本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。
- (4) 受託者は、本件業務により発見した破損、故障等は、ただちに委託者に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。
- (5) 委託者が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、受託者の立場から適切な技術的助言を行うこと。
- (6) 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から委託者が特定行政庁に報告する上で、委託者の求めに応じて報告書の作成に協力するなど保守点検業者の立場から委託者に対して必要な協力を行うこと。
- (7) 受託者は契約書及び仕様書で定めた業務についての責任を負うものとし、委託者は、契約書及び仕様書で定めた業務以外の昇降機を常時適法な状態に維持する責任を負うものとする。

契約対象機器

所在地	呉公共職業安定所 呉市西中央 1 - 5 - 2
メーカー	シンドラエーター株式会社
機種及び型式	乗用エレベーター NEU-P-13-CO45 ・用途 乗用兼車椅子用 ・定員 13名 ・積載 900kg ・設置年月 平成19年1月
台数	1台
付加仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時管制運転装置（S波・P波） ・停電時自動着床装置 ・火災時管制運転装置 ・冠水管制運転装置 ・遠隔装置 ・音声合成案内装置 ・遮煙装置 ・車椅子・視覚障害者仕様

入札関係書類受領書 (電子入札・紙入札共通)

入札関係の書類をホームページからダウンロードした場合には、本票の下記太枠にご記入の上、メール又は郵送にてご提出ください。

ご提出がない場合、仕様の変更や他の参加予定業者様からの質問への回答等、各種のご連絡ができないおそれがあります。

漏れの無いよう、必ずご送付いただきますよう、よろしく申し上げます。

<宛 先>

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階
広島労働局総務部総務課 会計第2係 栗田
MAIL: hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札案件 名称	令和7年度エレベーター（シンドラーエレベーター製） 保守点検業務（呉公共職業安定所）
---------	---

受領日 (ダウンロード日)		令和 年 月 日
事業所	名称	
	所在地	
担当者	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
参加入札方式 (予定)	<input type="checkbox"/> 電子調達システム <input type="checkbox"/> 紙入札 (いずれかにチェック)	

入札参加届（兼自己申告書）

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称
入札有資格者氏名

入札説明書に基づき、次のとおり、広島労働局が行う入札に参加することを届け出ます。
なお、この届出に虚偽があった場合、契約解除・損害賠償の請求等について、契約後であっても一切異議は申し立てません。

【届出事項】

- 入札件名 令和7年度エレベーター（シンドラーエレベーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項について
 - 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。 はい ・ いいえ
 - 令和4・5・6年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）の等級
「 役務の提供等 」 （ ） 等級
 - 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。（直近2年間の保険料の滞納がないこと。） はい ・ いいえ
 - 入札参加届等書類又は添付書類に虚偽の事実を記載していない。 はい ・ いいえ
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。 はい ・ いいえ
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、または障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいる。 はい ・ いいえ
 - 入札公告の日から開札の時までの間に、厚生労働省から指名停止の措置を受けていない。
また、入札書の提出期限の日から起算して過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない。 はい ・ いいえ
 - 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。 はい ・ いいえ
 - 保守対象設備と同機種 of 設備の保守点検業務（フルメンテナンス）実績を5年以上有すること。 はい ・ いいえ
 - 保守点検業務を他業者に委託契約の全部を再委託することなく履行できること。

はい ・ いいえ

(11) 故障時に迅速な対応ができるよう随時部品のストックを有していること。

はい ・ いいえ

(12) 不具合等が生じた際には、それぞれの対象機器の付加仕様について、対応可能であること。

はい ・ いいえ

【添付書類】

- ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・ 暴力団等に該当しない旨の誓約書及び役員名簿

暴力団等に該当しない旨の誓約書

当社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名

代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる（別添）資料を添付すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

住所
商号又は名称
代表者職氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記の入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式で参加いたします。

記

1 入札案件名

令和7年度エレベーター（シンドラールエレベーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）

2 電子調達システムでの参加ができない理由

紙入札方式による入札参加登録票

資格審査登録番号 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の「業者コード」を記入	
企業名称	
郵便番号	
住所	
代表者氏名	
代表者役職	
部署名 ※代表者の所属する部署が特段ない場合には空欄可	
代表者電話番号	
代表者FAX番号	
連絡先名称	
連絡先氏名	
連絡先〒	
連絡先FAX番号	
連絡先メールアドレス	

入札書

【紙入札方式】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

入札者 住所
名称
入札者名
(代理人名)

入札注意事項を承諾の上、提出します。

入札件名 令和7年度エレベーター（シンドラーター
製）保守点検業務（呉公共職業安定所）

入札金額 ¥

但し、消費税は除く。

※ 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格の「役務の提供等」の資格を有する者以外（代理人）
が
入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。

※ 任意の番号を記載すること
なお、未記載や記載の数字が他の業者の番号と同一であった場合等は、連絡先電話番号又はファックス番号の末尾3桁をもって充てることとする。

電子くじ 番号 (3桁)			
--------------------	--	--	--

委任に関する届出書

【紙入札方式用】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行 殿

届出人 住 所
名 称

入札有資格者氏名

私は、広島労働局が行う入札に関して、『 』を代理人と
定め、下記のとおり委任します。

記

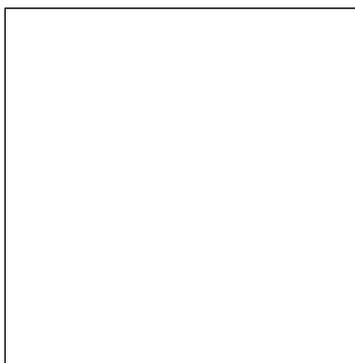
1 委任事項

- 入札書の記入に関する事項
- 入札書の提出に関する事項
- その他、入札の場において、有資格者がなすべき事項

2 委任案件

「令和7年度エレベーター（シンドラエベーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）」の入札事案について委任する。

3 代理人の使用印鑑（入札書の押印を省略する場合は不要）



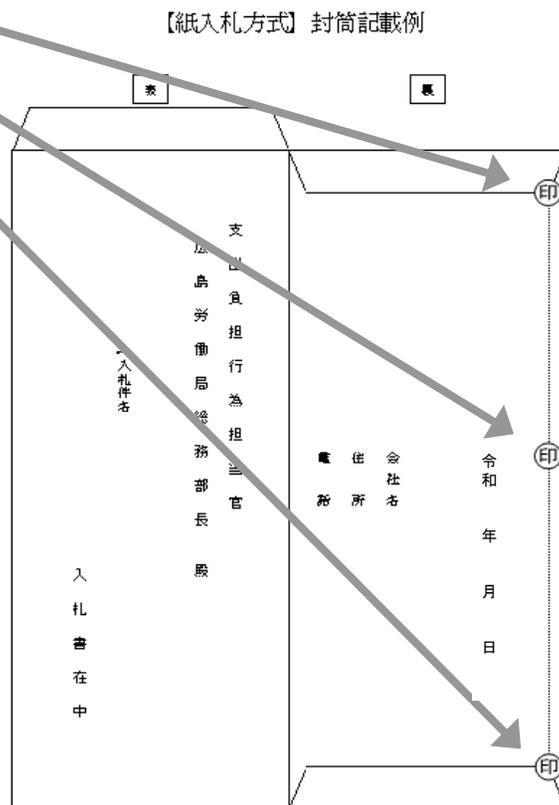
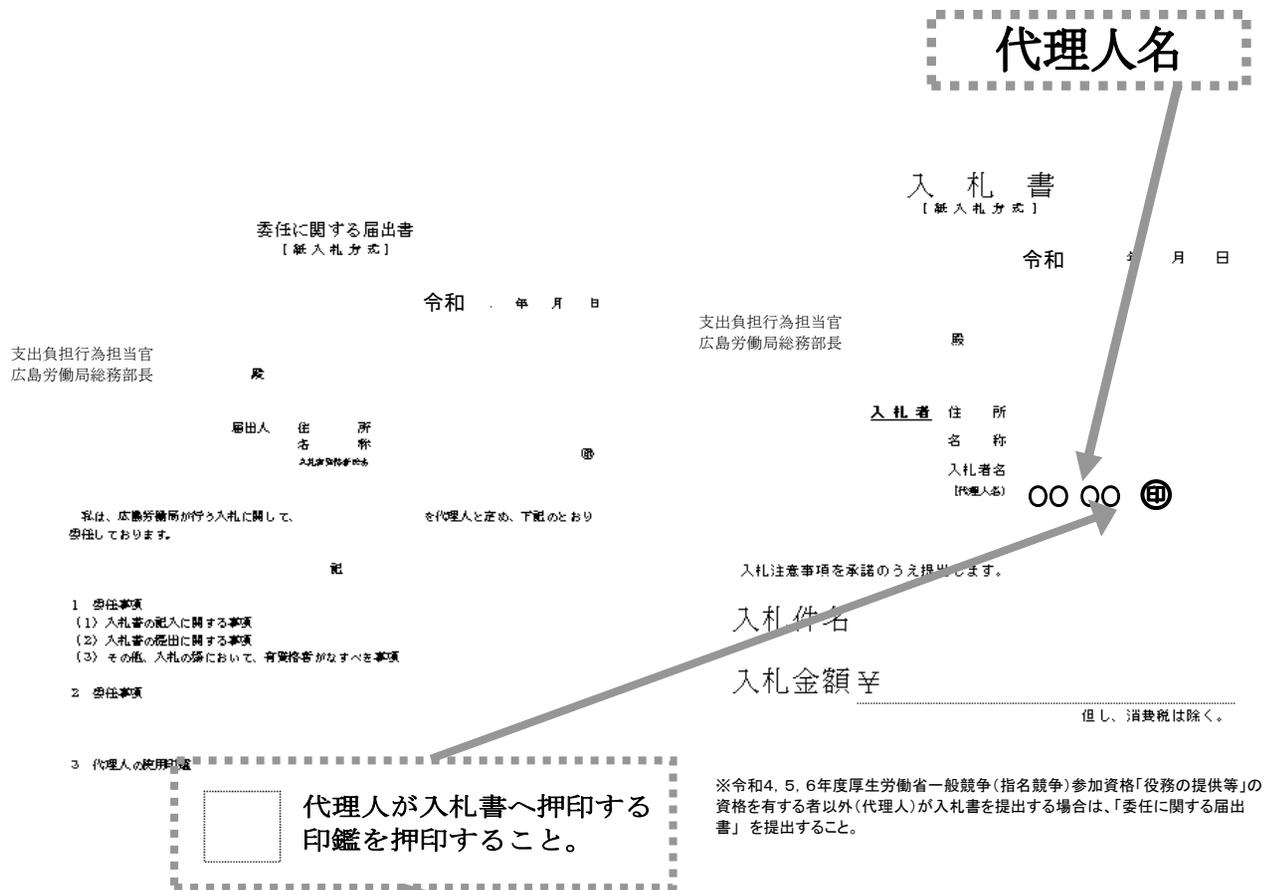
封筒記載例【紙入札方式】

封筒を閉じたときの紙の合わせ場所に「✂」を記入してください。
入札書の押印を省略しない場合は、入札書の印と同じ印を同様の場所に押印してください。

表	裏
<p style="text-align: center;">支出負担行為担当官</p> <p style="text-align: center;">広島労働局総務部長 殿</p> <p>【入札件名】</p> <p>令和7年度エレベーター（シンドラエレベーター） 製 保守点検業務（呉公共職業安定所）</p> <p style="text-align: center;">入札書 在中</p>	<p style="text-align: center;">会社名、住所、電話番号 を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">会社名 住所 電話番号</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p>

代理人による入札の場合の注意(入札書の押印を省略しない場合)

- 1 令和4, 5, 6年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の資格を有する者以外(代理人)が入札書を提出する場合は、「委任に関する届出書」を提出すること。
- 2 代理人が入札書及び封書へ押印する印鑑は、「委任に関する届出書」の3により押印した印を押印すること。



(案)

エレベーターの保守点検業務に関する委託契約書

支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 荒原 勝行（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）は甲の保守規程に基づき、甲が設置するエレベーターの
保守点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲乙両当事者は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

第2条 本契約における契約金額は次のとおりとする。

【呉公共職業安定所】

契約金額円（うち、消費税額円）

第3条 この契約の保証金は、免除する。

第4条 この契約の契約期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

第5条 乙はエレベーターの正常な機能維持及び安全確保を目的とし、別紙「仕様書」に基づいて業務を
完全に履行しなければならない。

第6条 本契約における対象設備は、別紙「仕様書」のとおりとする。

第7条 乙は作業終了後、任意様式で作業報告書を作成し甲に提出するものとし、契約履行先の検査を受
けることとする。

この場合において、検査に合格しないときは、乙の負担で再度作業を行う又は甲の指示に従うこ
ととする。

第8条 乙は、四半期毎の作業完了後翌月10日までに請求書を作成し、契約金額の1/4の額を官署支
出官広島労働局長あて請求することとし、官署支出官広島労働局長は適法な請求書を受理した日か
ら30日以内にこれを乙に支払うものとする。

2 前項の支払請求書の内容が不備又は不当なため、官署支出官広島労働局長がその理由を明示して
これを乙に返付したときは、返付した日から是正された支払請求書を受理した日までの期間は前項
の期間に算入しない。

第9条 官署支出官広島労働局長は、自己の責に帰すべき理由により第8条に規定する代金の支払いを
遅延した場合においては、乙に対し、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該
未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定め
る件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものと
する。

第10条 乙は、本業務を実施するため、現地の状況に応じて、別紙仕様書に記載の乙所有の機器・部品・
備品・電話回線等（以下「乙所有機器」という。）を対象昇降機又は建物に設置するものとする。
なお、設置にあたっては、本エレベーター又は建物に配線等を施すことができるものとする。

2 乙所有機器の設置費用は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由又は甲の意向によ
る乙所有機器の修理、取替等に要する費用は甲の負担とする。

3 甲は、乙の書面による承諾なしに次の行為を行うことはできないものとする。

(1) 乙所有機器を設置場所から移動すること。

(2) 乙所有機器を第三者に譲渡、転貸等の処分行為を行うこと。

(3) 乙所有機器の分解、修理、改造を行うこと又は第三者に行わせること。

4 甲は、乙所有機器に障害又は故障が生じたことを知った場合、ただちに乙に通知するものとする。

5 乙は、本契約が終了したときは、乙所有機器を速やかに撤去し、甲は乙による撤去のための建物

の立ち入りや撤去工事を承諾するものとする。この場合において、乙は、撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとする。

- 6 乙所有機器の撤去費用は乙の負担とし、撤去工事に伴って通常生じる建物の修復に要する費用は甲の負担とする。ただし、本契約の終了が乙の責めに帰すべき事由による場合は、撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は乙の負担とする。

第11条 本契約に基づく乙の責務は、次のとおりとする。

- (1) エレベーターの保守・点検をする者として一般に要求される程度の注意（善管注意）をもって本件業務を行うこと。
- (2) 本件業務を業務担当者等に行わせること。
- (3) 業務担当者又は代替要員を緊急時を除き、主たる業務の作業に従事させ又は立ち合わせる事。
- (4) 本件業務の結果を仕様書のとおり、甲に対して報告すること。
- (5) 安全な運行に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を伝えるとともに、必要に応じ当該エレベーターの製造業者にその旨を伝えること。

第12条 本契約に基づく甲の責務は、次のとおりとする。

- (1) 乙が使用上の注意事項を提示したときは、その事項を遵守し、本エレベーターを安全に運行させるよう努めること。
- (2) 本エレベーターに運行上の不具合が発生したことを確知した場合は、速やかに当該エレベーターの使用中止その他の必要な措置を講じるとともに、直ちに乙にその旨を連絡するものとし、独自の判断によって機器類に手を加えないこと。
- (3) 乙に本エレベーターの本件業務を行わせるに当たって、乙が必要とする作業時間及びエレベーターの停止期間の確保、かつ情報の提供に協力するとともに、乙が安全に本件業務に従事することができるよう配慮すること。
- (4) 乙に法定検査等を委託したときは、法定検査等の業務を十分に行うことができるよう作業時間及びエレベーターの停止期間の確保に協力すること。

第13条 乙は、本契約締結後、速やかに、本契約の業務担当者を定め、その氏名及び別表1に示す資格と実績の名称及び内容等を、甲又は甲が委託した者に通知しなければならない。ただし緊急時の業務等、乙が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。

- 2 本契約の存続期間中において、乙が業務担当者を変更したときも前項と同様とする。

- 3 乙は、乙の業務の都合上やむを得ない場合に限り、一時的に、業務担当者の代替要員を置くことができる。代替要員を置くにあたっては、乙は第1項の規定を準用し、その旨を甲に通知しなければならないものとする。

第14条 甲は、乙の求めに応じて、本エレベーターに関する次の各号に掲げる書類を乙に貸与し、又は閲覧させるものとする。

- (1) 建築確認・検査の関係図書（建築確認図書に添付の「保守点検の内容」に関する書類を含む。）
- (2) 乙以外の者が行った、本エレベーターの保守・点検、不具合、事故及び災害に関する過去の作業報告書
- (3) 法定検査等に関する過去の報告書
- (4) 欠陥等について製造業者が講じた措置に関する報告書（該当事案がある場合に限る。）
- (5) その他適切に保守・点検の業務を行うために必要な書類（製造業者が作成した保守・点検に関する書類がある場合はそれを含む。）

2 乙は、前項の書類の貸与を受けた場合において、本契約が終了したとき、別紙仕様書の変更等により不用となったとき又は甲から請求されたときは、当該書類を速やかに甲に返却しなければならない。

3 甲は、本契約締結後に新たに安全な運行に係る技術情報を得た場合は、速やかに乙に提供するものとする。この場合、甲及び乙は、必要に応じてその対応について協議を行うものとする。

第15条 乙は、正当な理由なくして、本契約及びその遂行上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。この契約が終了した場合も、同様とする。

第16条 甲及び乙は、個人情報保護法を遵守するものとする。甲及び乙が個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、同法の規定の趣旨に従った個人情報の取扱いを遵守するものとする。この契約が終了した場合も、同様とする。

第17条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保障制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

第18条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準備して、再委託者と約定しなければならない。

第19条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書きに該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

第20条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

第21条 乙は、乙の作業担当者等が甲の敷地内でする全ての行為について責任を負うものとする。

第22条 乙は、天災その他避け難い理由により、履行期限までに履行することができないときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

第23条 乙の帰すべき理由により、履行期限までに作業の完了をすることができない場合において、履行

期限後相当の期間内に完了をする見込みのあるときは、甲は乙から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額から期限内に引渡しを完了した物品等に相当する契約代金相当額を控除した金額に対して、遅延日数に応じ年3%の割合で計算した額とする。

第24条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の1に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号及び第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
- (2) 本契約について乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
- (3) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (4) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 第15条の規定に違反したとき

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規程に基づく解除は当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

第25条 乙は本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、第24条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

第26条 この契約の履行について疑義が生じた場合、又はこの契約の定めのない事項で必要である場合は甲乙協議のうでで決定する。

第27条 本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合は、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることとする。なお、本契約の準拠法は日本法とする。

第28条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
- (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、

行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するかどうかにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

(5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第30条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第33条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第34条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第35条 甲は、第24条第1項、同条第2項、第31条、第32条、第34条第2項及び第38条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第24条第1項、同条第2項、第31条、第32条、第34条第2項及び第38条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

第36条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第37条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

第38条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

第39条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第40条 遅滞料は、その起源の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

第41条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条、第15条、第24条第2項、第25条、第26条、第27

条、第29条、第30条、第33条、第35条、第39条、第40条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区上八丁堀6-30
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 荒原 勝行

乙

仕様書

令和7年度エレベータ（シンドラエーター製）保守点検業務（呉公共職業安定所）

1 対象設備

設置場所	呉公共職業安定所
	呉市西中央1-5-2
メーカー	シンドラエーター株式会社
機種及び型式	乗用エレベーター
	NEU-P-13-CO45
	・用途 乗用兼車椅子用
	・定員 13名
	・積載 900kg
・設置年月 平成19年1月	
台数	1台
付加仕様	・地震時管制運転装置（S波・P波）
	・停電時自動着床装置
	・火災時管制運転装置
	・冠水管制運転装置
	・遠隔装置
	・音声合成案内装置
	・遮煙装置
	・車椅子・視覚障害者仕様

2 業務内容

(1) 保守点検業務

技術者又は監督技術者が毎月1回、エレベーター各部の点検、給油、調整等を実施し、対象設備（エレベーター）が正常かつ良好な運転状態を保つ。

(2) 定期検査

建築基準法第12条第4項の規定に準じて、年1回定期検査を実施する。

(3) 修理及び部品交換

点検の結果に応じて必要と判断した場合は、構成部品の修理又は取替えを実施する。

(4) 緊急時の対応

エレベーターの故障により点検又は修理等の依頼があった場合は、ただちに技術者等を派遣し適切な処置を講ずる。

なお、出動依頼から受託者が到着するまでの目標時間について、受託者の定めがある場合は、これによる。

3 保守点検作業

(1) 点検項目

ア 機械室関係（油圧ユニット、電動機、制御盤等）

- イ 乗場関係（インジケータランプ、呼びボタン、ロック装置、戸開閉機構等）
- ウ 塔内関係（ワイヤーロープ、リミットスイッチ、レール、配管配線関係、着床装置関係等）

(2) 作業時間

保守点検作業は原則、設置官署の就業時間内に実施完了すること。

ただし、エレベーターが故障し、かつ緊急を要する場合はこの限りではない。

(3) 作業報告

作業完了後に作業報告書を作成して現地担当者に提出すること。

作業報告書は、エレベーターの種別又は契約の種別に応じて、計測値の記載、写真の添付等により、可能な限り、具体的な作業結果を記載すること。

4 保守点検作業除外項目

保守点検作業のうち、次に掲げる項目は除外とする。

- (1) 意匠部品（昇降かご、かご扉、かご床タイル、巾木、乗場扉、敷居、昇降路周壁、三方枠、操作盤カバー、インジケータカバー、押釦カバー等）の修理、取替え、塗装替及び清掃。
- (2) 修理又は取替えに伴って生じる建築関係工事。
- (3) 電動機、制御機、パワーユニット、油圧プランジャー、シリンダー等各機器の一式取替え。
- (4) 諸法規の改正等による設備の改修又は新規付属物追加に関する工事。
- (5) 地震、類焼、爆発、その他不可抗力の事故により生じた修理又は取替工事。

5 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、業務担当者を定め、契約書別表1に示す資格と実績の名称及び内容等を通知しなければならない。ただし、緊急時の業務等、受託者が事前に通知することが困難なときは、業務後、速やかに通知をすることで足りるものとする。
- (2) 業務担当者又は代替要員は、緊急時等を除き、主たる業務の作業に従事し又は立ち会うこと。
- (3) 本件業務に使用する材料は、エレベーター製造業者が製造・供給又は指定する部品とし、良好な品質のものとする。
- (4) 受託者は、本件業務により発見した破損、故障等は、ただちに委託者に報告するとともに、必要に応じた措置を行うこと。
- (5) 委託者が本エレベーターの維持管理及び建物の維持保全計画又は長期修繕計画においてエレベーターに関する事項を盛り込み、又はその事項の見直しを行う場合に助言を求めた際、受託者の立場から適切な技術的助言を行うこと。
- (6) 本エレベーターに事故や重大な不具合が発生した場合において、迅速かつ有効な再発防止対策につなげるという公益性の観点から委託者が特定行政庁に報告する上で、委託者の求めに応じて報告書の作成に協力するなど保守点検業者の立場から委託者に対して必要な協力を行うこと。
- (7) 受託者は契約書及び仕様書で定めた業務についての責任を負うものとし、委託者は、契約書及び仕様書で定めた業務以外の昇降機を常時適法な状態に維持する責任を負うものとする。

業務担当者（代替要員）の資格と実績の名称及び内容

業務担当者氏名 ○○ ○○
 ○○ ○○
 ○○ ○○

1 業務担当者の資格

No.	種 類	資 格 名
1	保守・点検の社内資格	
2	法定検査の公的資格	
3	その他	

2 業務担当者の保守・点検実績

製造業者	機種・型式	仕 様			保守・点検 実績(年数)
		駆動方式	機械室有無	定格速度	
		ロープ式・ 油圧式・ ()	有・無	中低速・高速	
		ロープ式・ 油圧式・ ()	有・無	中低速・高速	
		ロープ式・ 油圧式・ ()	有・無	中低速・高速	
		ロープ式・ 油圧式・ ()	有・無	中低速・高速	
		ロープ式・ 油圧式・ ()	有・無	中低速・高速	
【特記事項】					

- ・本エレベーターと同型又は類似のエレベーターを記載
- ・仕様欄は該当するものを○で囲む。()内は表記の無いものを記入
- ・定格速度は速度105m/min以下のものを中低速に、速度120m/min以上のものを高速に分類

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
3. 委託する相手方の業務の範囲
4. 委託を行う合理的理由
5. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

様式2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 再委託する契約件名
2. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
3. 変更後の事業者の業務の範囲
4. 変更する理由
5. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
6. 契約金額
7. その他必要と認められる事項

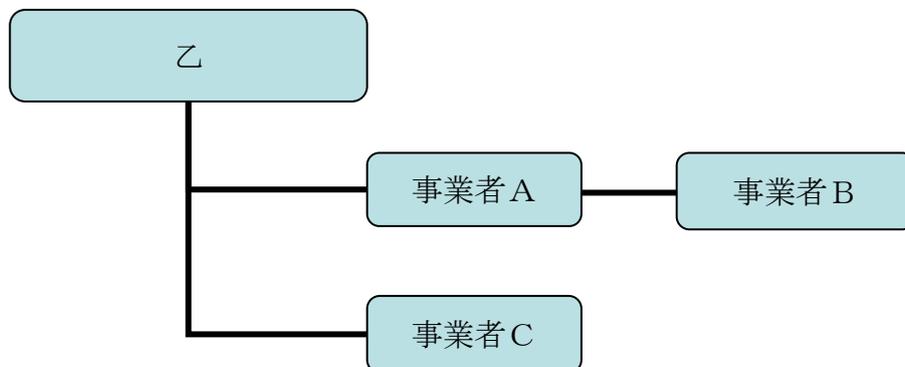
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇・・・	円	
B			



様式4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 殿

住 所
商号又名称
代表者氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名（契約締結日の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図